

ご入院される患者様へ

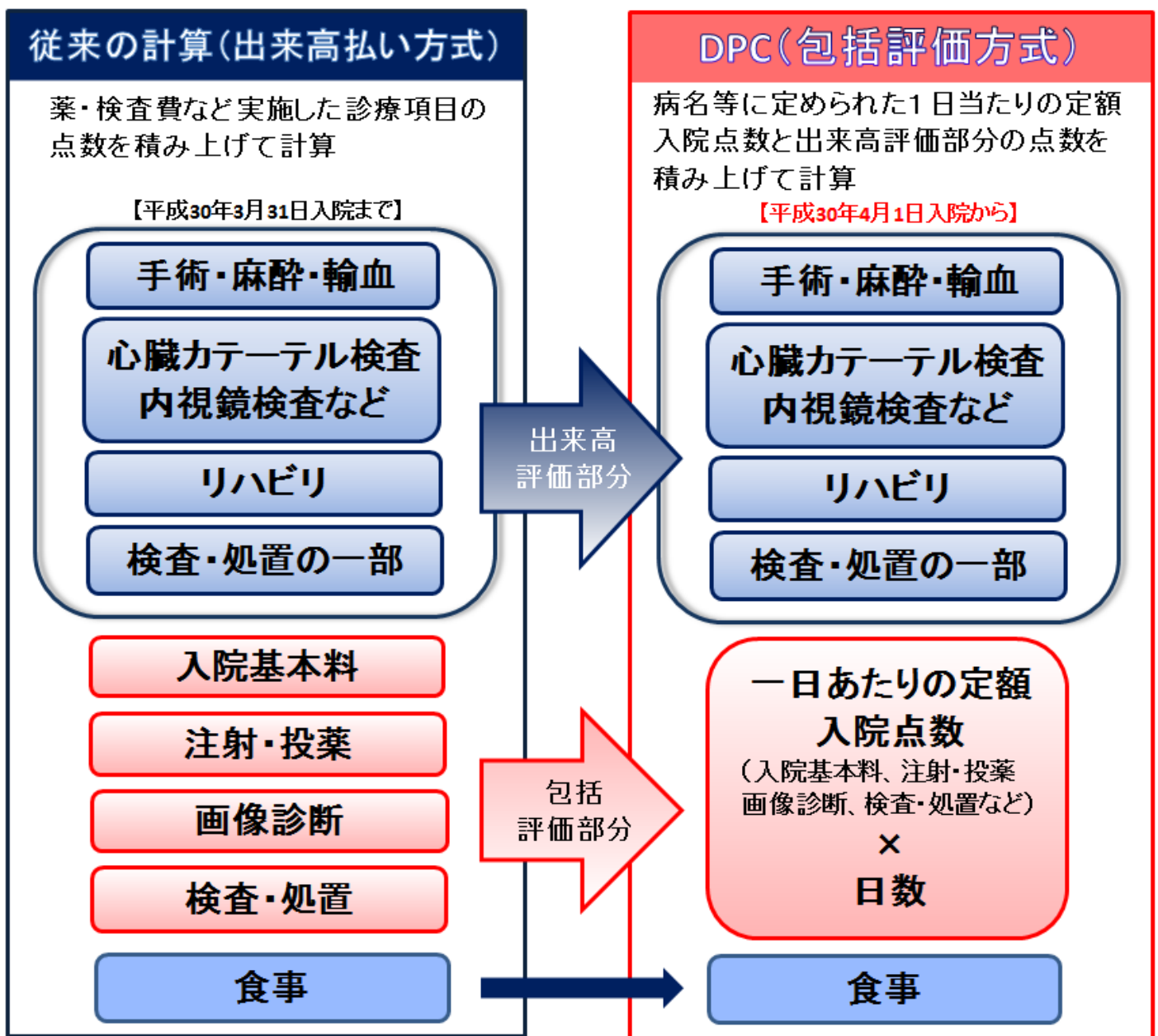
当院にご入院される患者さまにおかれましては下記をお読みいただき、ご理解とご協力をお願いします。

平成30年4月1日より 入院医療費の会計方式が変わります

平成30年4月1日より、総合犬山中央病院の入院医療費を、「診断群別定額払い方式」（以下「DPC」という）に変更致します。DPCとは包括評価による【定額払い】という国の推奨する新しい会計方式です。

この会計方式は従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患（病名）のみに厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、注射・投薬、画像診断、検査・処置など）と、従来どおりの出来高評価部分（手術、内視鏡、リハビリテーションなど）の点数を積み上げて計算する方式です。

1日当たりの点数は、「診断群分類」と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。



※手術・麻酔、リハビリ、検査・処置の一部、食事等については、今までどおり「出来高払い方式で計算されます」

入院医療費についてのお問い合わせは各病棟の事務担当者にお聞き下さい。

D P C（包括評価方式） Q & A

Q1. D P Cとは？

A1. 従来、当院の入院会計は出来高払い方式と呼ばれ、お薬、注射、検査、レントゲンなどを実施した数だけ、積み上げて医療費を計算しておりましたが、これに対してD P Cは、患者さまの病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて厚生労働省が定めた1日あたりの診断群分類点数を基本に入院医療費を計算するという会計方式です。多くの急性期病院がこの方式で計算を行っております。

Q2. 医療費の支払いは変わりますか？

A2. 今まで入院費用請求は毎月1～15日締め、毎月16日～月末締めと月2回の請求をさせていただきましたが、平成30年4月より、月1回月末締めの請求とさせていただきます。

Q3. すべての入院患者がこの制度の対象になりますか？

A3. 当院の急性期病棟（本館3F、本館4F、本館6F）に入院される患者さまは、すべて包括評価方式の対象となります。例外として以下の場合には従来通りの出来高払い方式の対象となります。

1. 労務災害、交通事故等の自由診療で入院した患者さま
2. 病名が診断群分類に該当しない患者さま
3. 入院後24時間以内に亡くなられた患者さま
4. 治験の対象となった患者さま
5. 高度先進医療の対象となっている患者さま
6. 急性期以外の特定入院基本料を算定している患者さま
7. D P Cによる入院期間を超えて入院されている方

Q4. D P Cに変わっても治療は変わりませんか？

A4. D P Cでは入院で対象となる病気を主に医療行為を行います。その為、主治医の判断（緊急度等）により、入院中に必ずしも行わなくてもよい医療行為は、退院後に外来受診していただく場合があります。入院治療をされている診療科以外の診療科の診察をご希望の場合は、主治医にご相談下さい。

Q5. 入院の途中で病名が変わった場合はどうなりますか？

A5. 入院医療費を決定する病名（診断群分類）は1回の入院で1つだけとなります。しかし、入院したときの病名（診断群分類）が退院するまで同じとは限りません。検査の結果によっては診断が変わる可能性もあります。個別の患者様の病名変更についての詳細は主治医にお尋ね下さい。

Q6. 主病名以外の検査、治療は行えますか？

A6. 原則として行うことが出来ません。医師の判断により、必要な治療は行いますが、入院中に別の疾患が発生した場合には一旦退院後に再入院し治療を受けていただく場合があります。

Q7. 早く退院させられるのではありませんか？

A7. 入院から退院までは主治医が責任を持って患者様の診療にあたります。退院の許可は主治医の医学的見地により当院での治療を終えたと判断されたときにお出しします。治療の必要があるにもかかわらず、患者様に早く退院をお願いする事はありません。